

介護規制の地方分権化法案

【地域の事情に応じた介護サービス等の提供体制の整備に関する法律案 〔新規立法〕】

<立法の背景・趣旨>

高齢者・障害者（障害児を含む。）が利用する介護サービス等に係る施設及び事業をめぐる地域の事情は、それぞれ異なるにもかかわらず、現行の制度では、多くの施設及び事業で、その職員配置等に関する基準は、全国一律とされている。

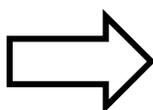
→ 条例で、地域の事情に応じた基準を定めることができるようにする必要がある。

高齢者・障害者（障害児を含む。）が利用する介護サービス等に係る施設及び事業（特別養護老人ホーム、養護老人ホーム等）に関する次に掲げる基準については、国の基準を「参酌して」、地方公共団体の基準を条例で定めることとする。

- ① 施設及び事業の設備及び運営に関する基準
- ② 施設及び事業に係る介護保険・障害者支援給付・児童福祉法上の給付の適用対象としての基準

現 行

国の基準に「従って」又は「標準として」、条例で定める。



新法に基づく措置後

国の基準を「参酌して」、条例で定める。